



山田小 アイパッドを使う際の約束について

本校では、6月7日（月）朝会において一斉に「GIGA びらき」を実施し、一人一台 iPad の貸与及び使用を開始しました。今後、児童が安心して活用できるように、使用時の約束についてご理解いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【基本の約束】

- 令和3年度に配当されたタブレット端末を、卒業時まで使用します。
- 友達が使うタブレットを、勝手にさわったり、使ったりすることはできません。
- 自分のアカウントやパスワードは自分で管理します。パスワードなどは他人に知られないようにします。
- 他人のアカウントを勝手に使うことはできません。
- 自分、他の人の住所や電話番号、人の名前等、詳しい個人情報をインターネットに書き込んだり、載せたりするなど、絶対に教えてはいけません。
- 休日や長期休業の際にタブレット端末を持ち帰ることはできません。
- 元からインストールされているアプリケーションを削除することはできません。
- 児童が、学習で必要と考えられるアプリをインストールしたい場合は、教員に相談し、許可をもらってからセルフサービスというアプリからインストールすることができます。
- 使用不可のフォルダにあるアプリは開いてはいけません。『設定』などが含まれています。
- タブレット端末上やクラウド(ロイロノートスクールやグーグルドライブ)上に必要なデータを保存しておくことができます。ただし、月に一度、不要なデータを削除したり、データをジャンルごとに整理したりするようにします。
- タブレット端末は、児童自身の自分の学習を最適化するために使用したり、友達と情報を共有したり、情報を収集したり、整理したり、まとめたりするために活用します。学習以外の用途で使用したり、他者を傷つけるような用途で使用したりすることがないように十分に気をつけます。
- タブレット端末が、万が一、破損や故障が見られた場合は速やかに教員に報告してください。また、破損や故障が故意によるものであると判断された場合は、横浜市教育委員会が定めた弁済システムに則って、50%~100%の割合で修理にかかる費用を負担していただく必要があります。
- 使用しているタブレット端末が破損したり故障したりした際、学校に予備のタブレット端末がある場合は修理が済むまで使用する事ができます。ただし、予備のタブレット端末がない場合は、修理が済むまで使用する事ができなくなります。



※GIGA =Global and innovation Gateway for all

(全ての人にグローバルで革新的な扉の意味)

【一日の生活の中での約束】

○タブレット端末が学習に必要と判断した場合、iPad 端末を使用する事ができます。

○教員からタブレット端末の使用の中断を求められた際には、タブレット端末の使用をすぐにやめなければいけません。

○友達が考えを話している時には、アイパッドから目と手をはなして、よく聞くようにします。

○5分休みや中休み、昼休みに、学習の成果物作成のためにタブレット端末を使用する必要がある場合、教員に許可をもらってタブレット端末を使用する事ができます。学習以外の用途で使用することは原則できません。また、プログラミングソフトを使用することもできません。ただし、プログラミングの単元を扱う前や扱っている期間は、教員に許可をもらって使用することができます。

○給食時や清掃時にタブレット端末を使用してはいけません。

○帰りの準備の際にタブレット端末を保管庫に戻して、充電ケーブルに接続し、翌日使える状況にします。



【みんなが気持ちよく使うための約束】

○タブレット端末のカメラ機能を使用する場合、人を撮影する際は、相手に撮影する目的を説明し、許可を取るようにします。また、風景や建物、商品など、所有者がいる場合も同様に、所有者や管理者に撮影する目的を説明し、許可を取るようにします。

○友達と情報共有のために Air Drop を使用する事ができます。ただし、使用する際は送り先に許可を得ることや送り先を間違えたりしないように十分に気をつけるようにします。

○友達との情報共有や学習の成果発表にあたって必要な場合、画面ミラーリングを使用して大型画面に映し出すことができます。ただし、みんなが見ることを考えて映し出す内容をよく考えるようにします。

○学習に必要な情報はインターネットを用いて収集することができます。ただし、情報や資料の使用にあたっては著作権や情報の真偽などに十分気をつけるようにします。



令和3年6月14日（現在）

これらの約束は、児童が使い慣れていないデジタル機器を、学校において一人一台使用できる環境になり、今後の活用にあたって整理したものです。保護者の皆様が、学校と同じ理解のもと、サポートしていただくことで、可能な限りトラブルを減らし、安心してデジタル機器を活用することができると考えています。児童については、難しい内容が多いことから、学年に応じて児童向けのプリントも、近日中に配付する予定です。決して児童の活動を制限したいわけではなく、むしろ児童の主体的な活用を保障できるようにしたいと願っています。今後、児童がデジタル機器に慣れてきたり、情報活用能力が育まれてきたりすることが確認できれば、より活用の幅を広げ、児童にとっての新しい文房具となるように支援をしていきます。ご家庭でもお子様とタブレット端末使用の約束についてご確認いただきますようお願い申し上げます。